平成２８年（フ）第１０３号
岡山市東区西大寺松崎248番地９ルナ・ポート21Ｄ棟102号
債務者　黒田　　茂
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５１号
東京都三鷹市野崎１丁目14番７―101号
債務者　田代　　武
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２０号
長野県佐久市常田360番地
債務者　上原　一位
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１６１号
栃木県日光市大室1830番地298
債務者　涌井　　宏（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６５号
栃木県芳賀郡茂木町大字茂木813番地　弾正団地２―204、前住所栃木県芳賀郡益子町大字塙874番地２　雇用促進住宅１―102
債務者　川﨑　英巳
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６６号
栃木県宇都宮市駒生町3341番地22、前住所栃木県宇都宮市駒生町1390番地１　エクレールＥ棟201
債務者　金子　春美（旧姓河西）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４９号
東京都小平市大沼町１丁目１番１―608号
債務者　望月　一史
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７５号
東京都狛江市東野川４丁目１番９号スプリングハイツ102
債務者　金城　幸恵
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５１号
静岡市葵区瀬名１丁目15番１―202号、旧住所静岡市葵区瀬名１丁目11番36―201号
債務者　岡島　美明
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月27日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１９号
岡山市北区京町10番11号502
債務者　長谷川晴美
1　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２９号
岡山市南区福田1008番地２ディアスルシード１102号室、旧住所岡山県玉野市築港３丁目２番22号
債務者　立藤千鶴子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９７号
横浜市港北区大倉山６丁目36番１―201号
債務者　栗原　秀子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１１号
横浜市保土ケ谷区峰岡町３丁目378番地30キャッスル峰岡101号
債務者　沼倉　　勉
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７１７号
横浜市栄区公田町720番地　エスポワール本郷台Ａ102
債務者　關屋　有香
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０号
愛媛県大洲市阿蔵甲1258番地１大洲市市営住宅阿蔵第二団地33号室
債務者　重藤由希子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午前11時
松山地方裁判所大洲支部